



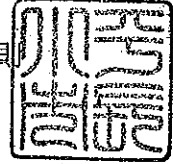
平健保発第243号

令和2年9月17日

小平市国民健康保険運営協議会

会長 永田政弘 殿

小平市長 小林正 則



諮 問 書

小平市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年規則第5号）第2条の規定に基づき、下記の事項について、諮問いたします。

記

1 諮問事項

小平市国民健康保険条例の一部改正について

- (1) 小平市国民健康保険税の課税限度額の改定について
- (2) 小平市国民健康保険税の基礎控除額相当分の基準額の改定について
- (3) 小平市国民健康保険税の長期譲渡所得の特別控除の適用について

2 内容

- (1) 小平市国民健康保険税の基礎課税額（医療保険分）及び介護納付金課税額（介護保険分）を改定する。
- (2) 小平市国民健康保険税の軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額の引き上げ及び軽減判定基準の見直しを行う。
- (3) 小平市国民健康保険税の低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除ができる規定を追加する。

3 施行日

- (1) 令和3年4月1日
- (2) 令和3年1月1日
- (3) 令和3年1月1日